

地区計画区域内における建築等の届出について

1. 地区計画区域内における建築等の届出とは（都市計画法第58条の2）

地区計画区域内で建築物の建築等を行う場合には、行為着手の30日目までに市長へ届出が必要です。（但し、一部の地区計画区域を除く）

2. 本市の地区計画区域

- ① 金剛駅西口地区
- ② 大野西地区
- ③ 大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区（届出不要）
- ④ 山本南地区（届出不要）

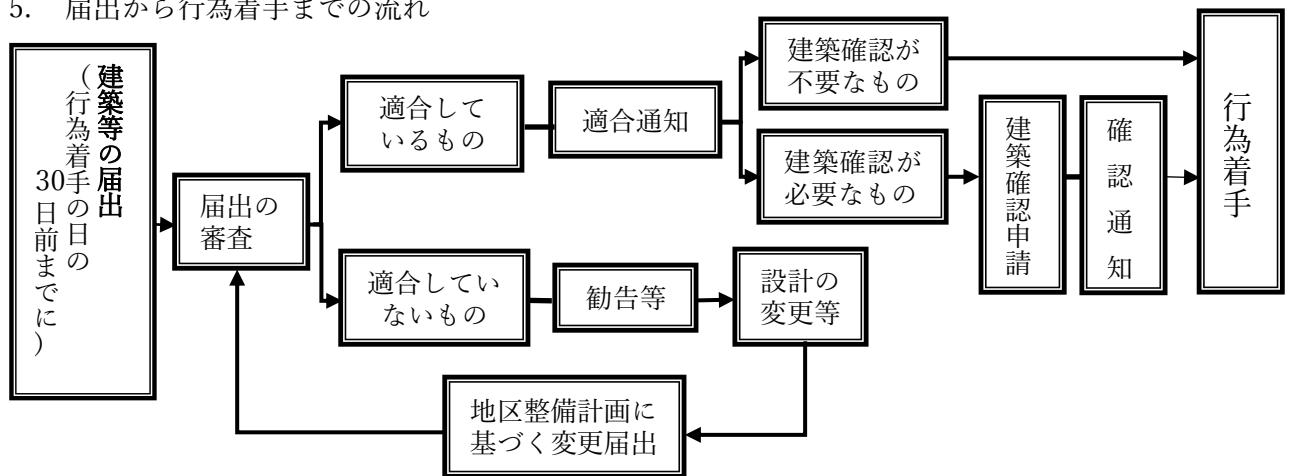
3. 届出の必要な行為

- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築、工作物の建設
- ・建築物等の用途の変更
- ・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
- ・都市計画法施行令第38条の4第3号に規定する行為

4. 届出が不要な地区計画区域（都市計画法施行令第38条の7の規定により）

- ・大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区
- ・山本南地区

5. 届出から行為着手までの流れ



6. 提出書類

- | | |
|---------------------|---------|
| ① 地区計画区域内における行為の届出書 | 2部（正・副） |
| ② 委任状（代理による届出の場合） | 1部（正） |
| ③ 添付図書 | 2部（正・副） |

○土地の区画形質の変更の場合

- ・位置図（1/2,500 程度）
- ・設計図（1/100～1/300）

○建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途の変更の場合

- ・位置図（1/2,500 程度）
- ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表す配置図（1/100～1/300）
- ・立面図（1/50～1/300）
- ・各階平面図（1/50～1/300）（但し、建築物の場合）

○建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

- ・位置図（1/2,500 程度）
- ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表す配置図（1/100～1/300）
- ・立面図（1/50～1/300）

○道路に面して垣・柵等を設置する場合

- ・外構平面図（1/50～1/300）

7. 届出書に変更がある場合の提出書類

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 地区計画区域内における行為の変更届出書 | 2部（正・副） |
| ② 委任状（代理による届出の場合） | 1部（正） |
| ③ 変更に係る図書 | 2部（正・副） |

※上記の他に、必要に応じて参考となる資料を提出していただく場合があります。